

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

みどり市長 須藤 昭男

市町村名 (市町村コード)	みどり市 (212)
地域名 (地域内農業集落名)	東地区 (荻原、花輪、小夜戸、三区、二区、小中、神戸、座間、草木、沢入)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月21日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・東地区は、後継者不足や高齢化が進んでおり、農業の担い手が減少している。

・中山間地域に位置し、狭小な農地が点在している。また、自給的農家が多く、認定農業者は酪農農家1件のみであり、農地の集積・集約化は厳しい状況にある。

・水稻については、地元水利組合や機械利用組合の存在が大きく、農業機械等のオペレーターがいるため継続できているが、機械の老朽化やオペレーターの高齢化が進行しているため、後継者の育成は喫緊の課題である。

・鳥獣被害防止対策は、捕獲隊による捕獲、追払い、侵入防止柵などの対策を実施しているが、野生動物(主にイノシシ、シカ、サル)による被害は容易に減少していかない状況にある。個々の農家による取組にも限界があり、地域に合った対策を検討する必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻の作付けについては、既存機械を維持しながら、計画的な機械導入を検討するとともに、地域おこし協力隊や家族、身内の中から将来のオペレーターとして担ってもらえるよう検討する。

・地域外からの新規参入者や法人の参入も推進していく上で、受入体制を整備する。

・担い手の意向も踏まえ、集積できるほ場を地元と調整しながら検討していく。

・地域の観光資源を有効に活用するため、荒廃農地を整備し、観光客と農業を絡めた仕組み及び、農産物等の販路を構築する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	55.22 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	55.22 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、集落営農等の担い手や新規就農者を中心に農地集積を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用し、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズに応じて、農業の生産効率の向上や集積・集約化などを図るための基盤整備を計画する。 老朽化している用排水施設等の改修を進め、有効利用を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県・市・農業委員会・JA等関係機関と連携した中で、相談体制を整え、認定農業者や新規就農者の確保・育成に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため、必要に応じてJA等の農業支援サービス事業を利用し、遊休農地の防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

レ	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業		④畑地化・輸出等	レ	⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	レ	⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨耕畜連携等	レ	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①・侵入防止の強化のため、柵の補助の活用を推進。また捕獲強化のため、くくりわなや小型檻、大型の捕獲檻の拡充を行う。
- ・新規捕獲者の確保を推進し、獣害対策の専門家等による研修会を実施し、捕獲者の育成を行う。
 - ・有害鳥獣が好まない農作物(ニンニク、キクイモ等)の生産を検討し、加工品として販売する。
- ⑦多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を活用し、適切な農地等の保全管理を行う。
- ⑤⑩農業所得を上げるための取組が必要であり、干しイモや干し柿など地域資源を活用した特産物を利用し、6次産業化を推進するため、観光資源と合わせてブランド力強化に取り組む。